

## 関川村先端設備等導入計画

### 1. どのような制度なのか

中小企業・小規模事業者等が、「労働生産性」の向上を目的に設備投資を行うことを支援するための計画です。関川村は、令和元年 10 月に国から「導入基本計画」の同意を受けました。村に申請を行い、認定されると支援措置を受けることができます。

### 2. どのような支援があるのか

生産性を高めるための設備を取得した場合下記の支援措置があります。

#### ①固定資産税の支援措置（税制面からの支援）

取得した設備にかかる固定資産税が **3年間ゼロ**になります。

#### ②資金繰りの支援（資金面からの支援）

計画に基づく事業に必要な資金を信用保証にて支援します。

#### ③認定事業者に対する一部補助金を優先採択

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の審査時に加点されます。

### 3. どのような流れなのか

#### ①村窓口、HP で先端設備等導入計画の様式を入手

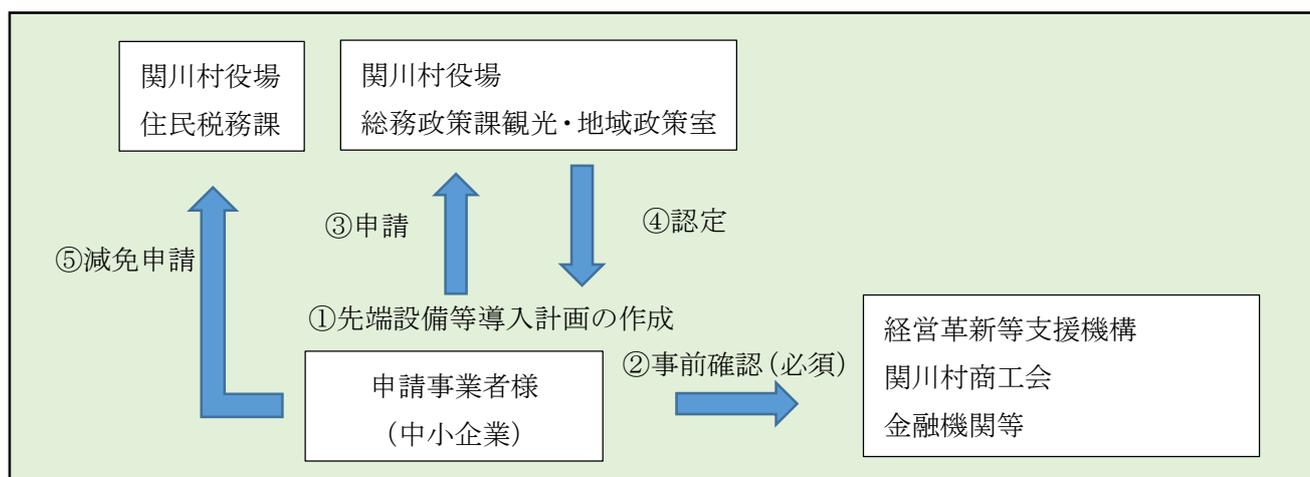
- ・村が策定した「導入促進基本計画」の内容に沿っているか確認
- ・様式、記載例をもとに認定支援機関に確認を依頼

※**税制措置を受けるためには新規取得設備に係る工業会証明書が必要です。**

#### ②先端設備等導入計画の申請・認定

- ・認定を受けた場合、村長より認定書が交付されます。

#### ③先端設備等導入計画の開始・取組を実行



担当：

総務政策課観光・地域政策室 横山 寛介

TEL：64-1478 FAX：64-0079